

通信販売で購入したものはクーリング・オフできません

【事例】

インターネット通販で洋服を購入した。購入した洋服がイメージと違ったので返品の連絡をしたが断られた。

【アドバイス】

訪問販売や電話勧誘販売など、消費者の意思に関係なく突然勧誘を受けて契約した場合、一定期間内であればクーリング・オフできます。一方、通信販売は広告を見て商品や購入先、注文するタイミングなどを消費者の意思

で選択することができるため、クーリング・オフの対象になりません。返品できるかどうかは業者が定めた規約に記載されているので、注文前に必ずよく読みましょう。「定期コース」など契約の条件や業者の連絡先なども併せて確認してください。困ったときは早めに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

無料で点検 それって本当なの？点検商法にご注意

【事例】

「ガス給湯器を無料で点検します」と電話があり、契約先のガス会社と思い、訪問を承諾した。訪問業者から「経年劣化がひどい」「このままでは壊れてお風呂に入れなくなる」と言われ 30 万円で給湯器を交換してもらった。契約書をよく見ると契約しているガス会社とは別の会社で、契約先のガス会社に問い合わせると交換は不要と言われた。

【アドバイス】

給湯器を無料で点検すると声をかけ、「古くて危ない」などと不安をあおり、高額な契約をさせる典型的な「点検商法」の手口です。昨年の国民生活センターの統計によると、相談のあった給湯

器点検商法の契約者は、7 割以上が 70 歳以上の高齢者。給湯器以外にも屋根や浄水器などの点検商法もあります。また、近所の作業で「ご迷惑おかけします」などとあいさつを装い自宅を訪問する事業者もいます。訪問販売ですので、契約書をもって 8 日間はクーリング・オフができます。

トラブル回避のポイント ▷安易に点検に応じない▷その場ですぐに契約しない。本当に必要か契約先のガス会社やメーカーに相談する。▷購入や修理をするときは複数の会社から見積もりを取る。

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）